

各位

新潟医療生活協同組合
学童クラブなじょも

「学童クラブなじょも 2026年度(令和8年度)入会書類 配付」のお知らせ

すっかり日も短くなり、冬支度に追われる季節となりました。あと半年もすると、入学・進級の時期となります。新潟医療生活協同組合が運営する「学童クラブなじょも」への入会をお考えの方は、下記の期間で入会資料の配付を行いますのでお越しください。

受付をスムーズに行うためにも、事前に「入会書類 受け取り票」を記入してお持ちください。
時間帯・配付場所は記載の通りです。お間違えの無いようお気を付けください。

◇入会資料配付期間◇

① 2025年 11月 6日(木) 時間：就学時健診終了～18:30

② 2025年 11月 10日(月) ～ 11月 14日(金) 時間：18:10～18:50

場所：学童クラブなじょも（4号館2階）

持ち物：「入会書類 受け取り票」（この用紙の下部）
事前に記入をして、切り取ってお持ちください。

*入会に必要な書類は、
(特別な事情がない限り)上記の日程にのみ配付致します。

配付期間の日時以外(明るい時間に…など)を希望の場合は、
事前の連絡でご相談ください。



◇路上駐車は絶対にしないでください。車でお越しの方は、必ず「なじょも駐車場」に停めてください。

◇10月の時点で学童クラブなじょもを利用している方(きょうだい入会を含む)には、すでに書類を配付していますので取りに来る必要はありません。退会されている方で、来年度の入会希望の方は上記日程でお越しください。



新潟医療生活協同組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先：学童クラブなじょも 025-250-1418 (担当：出町)

可能な限り保育時間帯(14:30～18:00)の問い合わせはお控えください。
平日は、12:00～14:00 と 18:00～19:00 の間でお願いします。

☆ 2026入会書類 受け取り票 ☆



児童名(フリガナ)	性別	新〇年	保護者名	連絡先	新潟医療生協	出身園
	男 女				組合員 組合員以外	
	男 女				組合員 組合員以外	

(参考) 「学童クラブなじょも」の入会要件・開設日時・費用負担について

入会対象児童 学童クラブなじょもに入会を希望する児童は、次の要件を備えていることが必要です。

◎牡丹山小学校に通学する1年生から小学校6年生までの児童

◎就労・保護者の病気・病人の看護・出産・就学・技能習得等により、昼間保護者のいない家庭の児童。

就労の場合、具体的には「**勤務時間が午後1時30分以降まであり、**

勤務日数が週3日以上または月12日以上である」等。

※クラブの管理運営上、上記要件を満たしていても入会をお断りする場合があります。

開設日時 閉設日：日曜・祝日・盆（8月13日～15日）・年末年始（12月31日～1月3日）

(1) 学校の平常授業期間 ・・・・放課後～午後6時30分 最長午後7時(有料)

(2) 学校休業日（土曜、長期休み等）・・・午前8時～午後6時30分 最長午後7時(有料)

費用負担

(1) 利用料・・・児童1人につき **～8,400円／月（別表参照）**

(2) クラブ活動費（税込）・・・**2,552円** おやつ・行事などに使わせて頂きます。

(3) 延長利用料（税込）・・・通常220円/回（組合員サービス **110円/回**）午後6:30～7:00まで。

(4) その他・・・習い事・施設外活動など、活動に応じて徴収します。

(5) 父母会費・・・2019年度は、1世帯500円／年（10月以降の入会世帯200円／年）を徴収し、親睦会やクリスマス会を行いました。父母総会で決定します。2020年度からは、イベントの開催はなく徴収していません。

(別表) 利用料

(注) 利用料の減免区分は、変更になる場合があります。

両親の前年度市民税所得割額の合計－21,300円(本人分年少扶養控除)		利用料(月額)			添付書類
		第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯		0円	0円	0円	*1
市民税非課税世帯		2,300円	1,150円	0円	
市民税所得割額	市民税額(8%課税分) *1	市民税額(6%課税分) *2			*2
	64,800円未満	48,600円未満	3,450円	1,700円	
	64,800円以上 129,300円未満	48,600円以上 97,000円未満	4,600円	2,300円	
	129,300円以上 186,600円未満	97,000円以上 140,000円未満	5,550円	2,750円	
	186,600円以上 313,300円未満	140,000円以上 235,000円未満	6,500円	3,250円	
	313,300円以上 448,000円未満	235,000円以上 336,000円未満	7,450円	3,700円	
	448,000円以上	336,000円以上	8,400円	8,400円	
その他、市長において 特に利用料の減免を必要と認める場合		その都度市長が定める額			*3

※この事業は、新潟市の補助金により実施しております。

※この表の適用においては、同一世帯における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、その出生の早いものから順次に数えて第1子については「第1子」の、第2子については「第2子」の、第3子以降については「第3子以降」の区分を用います。

※添付書類：*1→生活保護受給証明書 *2→前年度市町村民税課税証明書 *3→前年度市町村民税課税証明書及び特別事由申立書

2019年度4月より

(1)市民税所得割の税率が6%から8%に変更となりました。ひまわりクラブ利用料は従来通り6%の課税額で算定しますが、市民税通知には8%課税額が表示されているため、上記表内の8%課税額に換算した「市民税額(8%課税額) *1」で確認してください。(あくまで目安のため、実際の区分と異なる場合もあります)

(2)新潟市外から転入等で、市町村民税が新潟市以外で課税されている場合は、下記をご確認ください。

・新潟市以外の政令指定都市で課税されている場合 : 市民税額(8%課税額) *1

・政令指定都市以外の市区町村で課税されている場合 : 市民税額(6%課税額) *2